

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2755号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

子羊誕生



も く じ

随 想	政 策	論 説	活 動	活 動
「本質の思慮」	町村Nav	藤原会長、佐々木理事が宮城県亘理町、山元町を訪問ー東日本大震災における被災町村の状況を確認ー	民主党・総務部門会議に藤原会長、佐々木理事(宮城県町村会長)が出席	民主党・総務部門会議に藤原会長、佐々木理事(宮城県町村会長)が出席

「本質の思慮」	町村Nav	藤原会長、佐々木理事が宮城県亘理町、山元町を訪問ー東日本大震災における被災町村の状況を確認ー	民主党・総務部門会議に藤原会長、佐々木理事(宮城県町村会長)が出席	民主党・総務部門会議に藤原会長、佐々木理事(宮城県町村会長)が出席
秋田県美郷町長 松田 知己	中島 峰広	早稲田大学名誉教授	早稲田大学名誉教授	早稲田大学名誉教授
(11)	(10)	(8)	(4)	(3) (2)

●写真募集●

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

コラム

大震災で考えたこと

コモンズ代表・ジャーナリスト

大江 正章

東日本大震災で亡くなられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、壊滅的な被害を受けた被災者にお見舞い申し上げます。

地震・津波は天災だが、原発事故は人災である。また、福島第一原発は東京電力の発電所であるということ、はつきりさせておかねばならない。福島県民は、自らの生活には何ら寄与しない発電所を首都圏住民のために引き受けてきたのである。

さらに、時間が経つにつれて、経済への大きな影響が明らかになってきた。東北や北関東には自動車・電子・亜鉛・銅・製紙など、安い人件費や土地を求めてさまざまな工場が進出している。それらが操業停止を余儀なくされたからだ。

かつては出稼ぎや農村から都会への人口移動によって高度経済成長を担ったように、地方は常に豊かな都市生活を支えてきた。その象徴ともいえる東北が受けた打撃を少しでも軽くするために、都市住民は資金や物資を提供する義務がある。

原子力発電の是非については、意見が分かれている。ただ、今後は少なくとも首都圏住民のための原発は拒否するべきだろう。今回の震度や津波は想定外であり、今後は安全性が担保できるというのであれば、首都圏に建設すればいいではないか。

もうひとつ明らかになったのは、ガソリンと電気に依存した生活の脆弱さと、遠隔地域の原料や飼料なしには成り立たない産業のもろさだ。部品が供給されないために西日本の工場の操業が一時停止したり、家畜の餌不足や加温農業施設への影響が出ている。一方、交通手段が寸断された人びとの食生活を支えたのは直売所だった。地産地消の意義が再確認されたのである。

いまは緊急支援が必要なときだ。多くのボランティアの活動に敬意を表したい。そして、一段落したら、化石燃料とグローバルゼーションに過度に依存しない地域づくりへと舵を切り替えよう。日本の農村には、持続可能な暮らしと生業が根付いてきたのだから。



▲被災県全体に係る要請を行う藤原会長



▲▼被災地の実情を訴える佐々木理事



民主党・総務部門会議に藤原会長、佐々木理事（宮城県町村会長）が出席 ——東日本大震災の復旧・復興に関して意見陳述——

民主党・総務部門会議（座長 黄田川徹 衆議院議員）は3月30日、東日本大震災の復旧・復興に関する特別立法に関する政府への提言とりまとめに向けた検討を行うにあたり、全国町村会、全国市長会等関係団体に対しヒアリングを行った。

本会からは藤原忠彦会長（長野県川上村長）、佐々木功悦理事（宮城県町村会長・美里町長）が出席、藤原会長からは岩手・福島県下の要望も踏まえた全体的な要望を、佐々木理事からは宮城県内の被災町村の実情を踏まえた喫緊の要望を行った。

藤原会長は、今回の大震災がかつて経験したことのないような大災害であることに鑑み、復興支援に関する立法と予算化の迅速な対応を要請。その際、①地方の要望をしっかりと踏まえた立法化を行うこと、②復旧・復興に関する経費について全額国庫負担とすること等、前例にとら

われない思い切った措置が不可欠であり、一例として、阪神大震災の際、役場庁舎が国庫補助の対象とならなかったことを挙げ、公用、公共用を問わず公共的なものを含めあらゆる施設、設備を国庫補助の対象とするよう求めた。

また、がれき等災害廃棄物につい

活 動

藤原会長、佐々木理事が宮城県亶理町、
山元町を訪問

—東日本大震災における被災町村の状況を確認—

■亶理町



▲被害状況の説明を受ける藤原会長(中央)、佐々木理事(右)(右から2人目は齋藤邦雄・亶理町長)



▲「緊急要望」を受け取る

■山元町



▲被害状況の説明を受ける藤原会長(左から2人目)、佐々木理事(右から2人目)(左は齋藤俊夫・山元町長)

3月31日、藤原忠彦会長(長野県川上村長)は、東日本大震災における被災町村の状況把握のため佐々木理事(宮城県町村会長・美里町長)とともに、宮城県亶理町、山元町に齋藤邦男・亶理町長、齋藤俊夫・山元町長を訪問した。

藤原会長から両町長に対して、お悔やみとお見舞いを申し上げ、全国町村会として最大限の支援と協力を行う旨をお伝えした。

両町長からは、がれきの処理を迅速に進めるための特別法の制定、被災した役場庁舎の再建など行政機能回復への支援等を国に要請して欲しいとの要望があった。

て、町村が自力で処理できない場合の県への代行措置を構築するよう要請した。

最後に、原子力発電所災害について、一日も早い収束に向け総力を結集すること、政府が自主避難を促した半径20～30km圏内に対する法的措置と補償について、20km圏内と違いが生じることがないよう要望した。

続いて、佐々木理事は、はじめに宮城県内の自治体の代表として、現地の惨状および避難所の劣悪な環境を切々と訴え、国が自治体と連携してきめ細かく迅速な対応を行うよう強く要望。特に海沿いの市町村には自治能力を失った自治体もあり、国が全面的に関与する必要があるとして、菅政権が復興政策を一元管理する復興庁の設置を検討していること

について、その実現を強く要請した。

併せて、震災の復興復旧に関する特別立法の制定にあたり、現行制度では補助対象とならない施設や今後新たに発生する項目を補助対象とするよう要請、また、事務量が質的にも量的にも膨大となることから、特別措置による負担の軽減を求めた。

最後に、応急仮設住宅の十分な確保と早期建設、供与期間の延長につ

いて強く訴えた。

加えて、質疑応答で、佐々木理事は、救済物資についてニーズに即した対応の検討を求めるとともに、国の災害対策本部に全国町村会長、全国市長会会長をメンバーに加えるべきであると強く求めた。

視 点

日本の原風景としての棚田

その現状と保全の取り組み



佐賀県玄界町浜野浦の棚田

写真提供：中島峰広氏

棚田とその特質

棚田は、山地・丘陵地斜面に階段状に拓かれた水田のことであり、それを取り囲む山里の景色は美しく、日本人のこころを育んだ揺りかご、原風景ともいわれている。筆者は、定量的な把握をするために1988年の農水省の資料を用い、傾斜20分の1（20m進んで1m上がる）以上の斜面にある水田を棚田と定義し、その面積が全国の水田面積の約8%に当たる22・3万haと算定した。

このような棚田は、第二次大戦後着実に進められてきた圃場整備事業からとり残されたものであり、事業が行われたとしても畝町直しの整備にとどまっている水田である。したがって、(1)一枚当たりの面積が非常に小さい。(2)農道がないか、整備さ

NPO法人棚田ネットワーク代表

早稲田大学名誉教授

中島 峰広

れていない。(3)法面の草取り・草刈り作業に多くの労力を要する。(4)日照不足、通風不良の田が多い。(5)強湿田や湿田状態にある場合が多いなどの特質をもっている。これらの特質から、棚田は大型・乗用型の機械類の使用ができないため平坦地の水田に比べてより多くの労力を必要とする。しかも、栽培条件が悪いため単位面積当たりの収量が少なく、土地・労働生産性ともに低い水田である。一般に棚田は平坦地の水田にくらべて60%ほどの収量しかないのに2倍以上の労力を要するといわれている。

棚田の耕作放棄

こうした生産性の低さにより棚田は1970年から耕作放棄が始まった。この年は、日本の米づくりの歴

論 説



中島 峰広 (なかしま みねひろ)

1933年宮崎県生まれ。早稲田大学名誉教授
学術博士、棚田学会会長 NPO法人棚田ネッ
トワーク代表。

全国棚田連絡協議会理事、全国棚田サミッ
ト開催地選定委員会委員長、農水省「日本の棚
田百選」の選定委員、文化庁文化的景観に関す
る委員会委員、石川県輪島市名勝白米の千枚田
保存管理計画策定委員会委員長、千葉県鴨川市
大山千枚田保存活用実行委員会会長、長野県千
曲市名勝鯉捨(田毎の月)整備委員会委員長。

畑地灌漑・棚田関連の論文多数。著書『日
本の棚田－保全への取り組み』、『百選の棚田を歩
く』、『続・百選の棚田を歩く』など(古今書院)。

史のうえでまさにコペルニクスの転
回が行われた年であった。すなわち、
農林省はそれまで開田を奨励、たと
えば新潟県長岡市の越路原のような
丘陵台地のボイ山に渋海川から大型
ポンプで揚水し水田を作っていたも
のが、一転してコメ余りにより生産
調整を始めたからである。その結果、
生産性の低い棚田は標的となり転
作・放棄されるようになった。この
時、農林省は将来の見通しを誤リス
ギ林への転換をすすめた。しかし、
衆知のごとく安価な外材の輸入によ
り木材価格は暴落、立派な石垣の残
る棚田は手入れされない荒れたスギ
林にかわり、無残な姿を曝すことにな
ったのである。この情景を広島の
宮本常一といわれる民俗学者神田三

亀男は「人間の営みあわれ石崖の棚
田のごとく杉の茂り」と歌によん
でいる。

その後、棚田をとりまく環境はさ
らに厳しさを増し、過疎高齢化によ
り耕作する担い手がいなくなり、転
作・放棄に一層拍車がかかった。こ
れまでにどれだけの棚田がなくなっ
たか、農水省でも把握していないの
で推測によるしかない。筆者が算定
した1988年の棚田面積22・3万
haから2009年の直接支払の対象
面積15・8万haが現在の棚田面積と
すれば30%ほど減少している。した
がって、耕作放棄が始った1970
年に遡ってみるならば、この時から
日本の棚田のおよそ半分が放棄され
たのではないかというのが私の考え

である。

棚田保全への動き

棚田の耕作放棄が進むなかで、一
方において保全への動きが1990
年代前半の頃からみられるように
なった。その動きの背景には生産性
を重視し、大規模な圃場整備を実施
して日本人の原風景ともいわれる伝
統的な農山村の景観を損なってきた
ことへの反省や同時にそれらへの郷
愁があったものと思われる。制度的
には、1992年に基本法農政のも
とで実施されてきた農産物の生産奨
励策から環境保護に貢献する農業や
中山間地の農業対策を重視する新農
政(食料・農業・農村基本法)への
転換が示されたことである。

こうした社会的な状況のなかで、
1995年9月に高知県橋原町で第
1回全国棚田(千枚田)サミットが
開催された。サミットでは全国から
80市町村の代表者や一般市民、学識
経験者、報道関係者など延べ1、2
00名の人々が集まり、棚田保全に
向けての熱心な討議が行われた。同
年12月には棚田サミットを主催する
棚田連絡協議会に属する関東地区在
住の個人会員(都市住民)が中心に
なり、棚田地域の支援を目的とする
NPO法人棚田ネットワークが設立

された。これらを機にして、マスメ
ディアがその美しさもあって棚田を
しばしば取り上げるようになり、関
心は一層高まることになった。

さらに、1999年7月には全国
134か所の棚田が農水省により棚
田百選に認定され、写真愛好者を中
心とした都市住民が大勢棚田に押し
掛けるようになり、同年8月には研
究対象である棚田の保全を目的の一
つとする棚田学会が設立された。ま
た、2001年に中東力タールの
ドーハで始まったWTO(世界貿易
機関)の多角的貿易交渉の場で、日
本は自国の農業を保護するためにと
くに棚田が備えている農業の持つ多
面的機能を重視する主張を行ったの
である。

棚田の多面的機能

棚田の持つ多面的機能としては、
保水、洪水調節、地這り防止、生物
多様性などの機能があげられる。(1)
保水の機能。わが国は多雨国である
が、国土の大部分が山地・丘陵であ
り、しかも河川の勾配が急なために、
降った雨は自然のままたとすぐに海
へ流失してしまう。棚田は溪流から、
わずかな勾配をつけた用水路を掘っ
て水を導き、その後も上段から下段
へゆっくりと落とし、地下へも浸透

論 説

◁三重県熊野市紀和町丸山の千枚田



させて水を無駄に流さず保持する役割を果たしている。(2)洪水調節の機能。棚田を含め水田は周りを畦で囲み湛水してイネを育てているので、洪水になればその一部を貯留し調節することができる。棚田の貯水容量は畦の高さを30cm、棚田面積を16万haとすると4・8億 m^3 になる。これから棚田に湛えられている水の平均湛水深3cm分の容量を引いた4・3

億 m^3 が洪水を調節する容量となる。これは、黒部第4ダムの有効貯水容量1・5億 m^3 のおよそ3個分に当たる。これらのことから棚田はダムの役割を果たしているといわれる。(3)地氾り防止の機能。棚田の多くは地氾り地に拓かれている。したがって常に地氾りの危険があるが、よく保全されている地氾り防止になる。乾燥した田面にクラック(地割れ)ができ、しだいにその口が大きく、棚田の基盤となっている粘土盤をも突き抜けるほど深くなると、クラックを通じて大量の雨水や融雪水が流れ込み地下水と一緒に地氾りを引き起こすといわれている。(4)生物多様性の機能。棚田は、圃場整備が進んだ平坦地の水田にくらべてカエルなどの両生類、メダカ・ドジョウなどの魚類、ホタル・トンボ・ミズカマキリ・タガメ・ゲンゴロウなどの昆虫類、ヘビなどの爬虫類、サシバなどの鳥類と多様で豊富な生きものがあることで知られている。

これは棚田の多くが湿田であること、用排水路が兼用で生きものが自由に出入りできること、周辺に溜池が多いことなどにより年間を通して生きものが暮らせる水場が存在するためとされている。このような多面的機能を持つことで棚田の評価が高まり、棚田保全の潮流は一段と確かなものになったのである。

棚田保全の施策と取組み

保全の取組は、政府による施策と民間における都市農村交流の一環としての取組みが重要である。まず、政府による施策としては1998年に始まった棚田地域等緊急保全対策事業がある。これは、2・3枚の棚田を1枚にする畝町直しの整備、農道の新設や改良、用水路の改修、荒地の復田などが行われ、沈滞していた棚田地域に活力を与えたことで評価される。つづいて、2000年には棚田地域で最も重要な施策である中山間地域等直接支払制度が実施されることになった。この制度は、耕作放棄地の増加により疲弊が進む中山間地域の農業生産の維持を図りつつ、棚田の持つ多面的機能を確保することを目的としており、そのために耕作農民に交付金を支給して所得補償を行うという画期的な施策で

あった。

実際には、個人ではなく団地ごとに集落協定を結び、5年以上耕作を継続し、国土保全や保健休養、自然生態系の保全などの多面的機能を高めることを条件に10a当たり21,000円が支給された。事業は5年ごとに見直され、2011年から3期目に入っているが、高齢化した農民の耕作意欲を刺激し、2000年からの10年間棚田面積が約16万haで推移していることからわかるように、耕作放棄に歯止めをかけたことで高く評価されている。さらに、2007年から始まった農地・水・環境保全向上対策事業は、混住化や高齢化により農業者の力が弱っている集落において農業者のほか自治会・消防団・学校PTA・子供会などの協力をえて井汲え・放棄地の草刈り・景観作物の管理などを行うもので中山間地域等直接支払制度との組合せで成果を上げている地域が多くみられる。

一方、民間において最も活発に展開されている取組みが棚田オーナー制度であり、2010年現在筆者が把握しているものだけでも全国92か所を実施されている。これは、都市農村交流によって地域を活性化させ、棚田の保全を図ることを目的と

論 説

▷石川県輪島市白米の千枚田



している。具体的には、都市住民であるオーナーは一定額の会費を払い、小面積の棚田を借り、地権者や地元の棚田保存会の会員などの指導をうけて農業体験を行い、豊かな自然に癒されるときにも借り受けた棚田の全収穫物、あるいは前もって保証された一定量の米を手にとることができる。これに対し、地元農民側はオーナーの来訪による賑わいがもたらす精神的高揚、オーナーの労力提供や会費から支払われる地代、指導料としての日当などの報酬、さら

に広く地域にもたらされる経済的効果を通しての地域活性化などの恩恵をつけることになる。

保全の課題

今後の課題は、保全にかかわる担い手不足の問題である。現在、棚田地域で耕作に従事しているのは昭和一代中心になってきている。この世代の人々はすべて5～6年後には80歳台となり、その多くが農業の現場からの引退を余儀なくされると考えられる。したがって、棚田を保全

するのに必須とされる中山間地域等直接支払制度の第3期対策が2011年から実施されても、90歳を目前にした高齢者たちは5年間の耕作継続に不安を抱き、途中で止めて迷惑をかけるはならないという判断からの辞退者が予測される。そうなれば、折角の制度も機能することができず耕作放棄地の増大が懸念される。このような状況から、高齢者により放棄される農地の耕作を引受ける担い手としての新規就農者や定年帰農者の獲得、あるいは受皿としての集落営農や営農組合、特定農業法人などの組織づくりが急務となっているのである。

都道府県別市町村数

(平成23年4月1日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	129	15	144	35	179	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	10	2	12	15	27
青森県	22	8	30	10	40	石川県	9	0	9	10	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	16	5	21	13	34	福井県	8	0	8	9	17	山口県	6	0	6	13	19
宮城県	21	1	22	13	35	長野県	23	35	58	19	77	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	12	0	12	23	35	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	31	15	46	13	59	愛知県	15	2	17	37	54	高知県	17	6	23	11	34
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	30	2	32	28	60
栃木県	13	0	13	14	27	滋賀県	6	0	6	13	19	佐賀県	10	0	10	10	20
群馬県	15	8	23	12	35	京都府	10	1	11	15	26	長崎県	8	0	8	13	21
埼玉県	23	1	24	40	64	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	23	8	31	14	45
千葉県	17	1	18	36	54	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	14	3	17	9	26
神奈川県	13	1	14	19	33	和歌山県	20	1	21	9	30	鹿児島県	20	4	24	19	43
山梨県	8	6	14	13	27	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	6	4	10	20	30	島根県	12	1	13	8	21	合 計	754	184	938	786	1,724

平成23年版地方財政の状況(平成21年度決算)

歳入・歳出ともに2年連続で増加
～財政構造の硬直化は一段と進む～

政府は3月15日、平成23年版の地方財政の状況を公表した。21年度の決算は、国の経済対策の影響で歳入・歳出ともに2年連続の増加。歳入は98兆3、657億円と同6・7%増、地方税が減少する一方で、地方交付税、地方債等が増え、国の税財対策の実施により国庫支出金も増加したことが理由だ。歳出は96兆1、064億円と同7・2%増、人件費、公債費が減少する一方で、経済対策の影響で投資的経費等が増えたことによる。なお経常収支比率は93・8%と過去最も高い数値となり、財政構造の硬直化が一段と強まった。

平成21年度決算の概要

1. 地方財政の果たす役割

(1) 国と地方の歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けると、地方が57・1%となっている。
(2) 中央政府及び地方政府が国内総支出に占める割合は、地方政府が12・0%、中央政府が4・6%となっており、地方政府の占める割合は中央政府の約2・6倍となっている。

2. 決算規模

(1) 歳入、歳出ともに2年連続で前年度決算額を上回った。

(2) 歳入

歳入総額は、前年度を6兆1、522億円上回る98兆3、657億円となった。

(3) 歳出

歳出総額は、前年度を6兆4、150億円上回る96兆1、064億円と

なった。

3. 収支決算

(1) 実質収支の合計は、前年度より1、650億円増加し、1兆4、447億円の黒字となった。

(2) 単年度収支の合計は、実質収支の増加に伴い、1、720億円の黒字となった。
(3) 実質単年度収支の合計は、単年度収支の増加により、2、382億円の黒字となった。

(4) 市町村については、13団体の実質収支が赤字となった。都道府県については、全47団体の実質収支が黒字となった。

4. 歳入

(1) 地方税

景気の悪化等により、前年度と比べて4兆3、756億円減(11・1%減)の35兆1、830億円となった。

なお、税還付金が前年度と比べて4、505億円増加し、9、022億円となったことから、地方税から税還付金

を差し引いた金額は4兆8、261億円減(12・3%減)の34兆2、808億円となっている。

(2) 地方譲与税

地方道路譲与税が減少したものの、地方揮発油譲与税や地方法人特別譲与税の創設等により、前年度と比べて6、177億円増(91・0%増)の1兆2、966億円となった。

(3) 地方特例交付金等

平成20年度限定の措置であった地方税等減収補填臨時交付金が終了したこと等に伴い、前年度と比べて771億円減(14・3%減)の4、620億円となった。

(4) 地方交付税

前年度と比べて4、142億円増加(2・7%増)の15兆8、202億円となった。なお、地方交付税に臨時財政対策債を加えた額は、前年度と比べて2兆5、229億円増(14・1%増)の20兆4、739億円となった。

(5) 一般財源

地方税、地方特例交付金等が減少したことから、前年度と比べて3兆4、208億円減(6・1%減)の52兆7、618億円となった。また、歳入総額に占める割合は前年度より7・3ポイント低下の53・6%となった。

(6) 国庫支出金

国の経済対策等により、前年度と比べて5兆1、500億円増(44・3%増)の16兆7、653億円となった。

政 策

決算規模

区分	平成21年度	平成20年度	増減額	増減率
歳入総額	98兆3,657億円	92兆2,135億円	6兆1,522億円	6.7%
歳出総額	96兆1,064億円	89兆6,915億円	6兆4,150億円	7.2%

(7) 地方債
臨時財政対策債の増加等により、前年度と比べて2兆4,740億円増(24.9%増)の12兆3,960億円となった。
(8) その他
繰入金、諸収入等の増加により、前年度と比べて1兆9,490億円増(13.4%増)の16兆4,426億円となった。

5. 歳出

〈性質別〉

(1) 義務的経費

・ 人件費は、職員給の減少等により、前年度と比べて6,296億円減(2.6%減)の23兆9,756億円となった。
・ 扶助費は、生活保護費の増加等により、前年度と比べて6,027億円増

(7.1%増)の9兆863億円となった。
・ 公債費は、地方債元利償還金等の減少により、前年度と比べて2,799億円減(2.1%減)の12兆8,532億円となった。
(2) 投資的経費
・ 普通建設事業費は、国の経済対策等により、前年度と比べて1兆3,930億円増(10.7%増)の14兆3,809億円となった。
・ 災害復旧事業費は、前年度と比べて525億円減(28.0%減)の1,350億円となった。
(3) その他の経費
・ 補助費等は、定額給付金事業及び税還付金の増加等により、前年度と比べて2兆5,964億円増(32.1%増)の10兆6,832億円となった。
・ 積立金は、国の経済対策等に伴う各種交付金の特定目的基金への積立金の増加等により、前年度と比べて1兆3,462億円増(47.4%増)の4兆1,874億円となった。
・ 貸付金は、中小企業振興資金融資事業の増加等により、前年度と比べて9,112億円増(16.3%増)の6兆5,122億円となった。
〈目的別〉
(1) 総務費は、衆議院議員総選挙及び各種基金への積立金の増加等により、前年度と比べて1兆7,987億円増(20.2%増)の10兆7,184億円となった。
(2) 民生費は、「介護職員処遇改善交付金」等の基金積立金の増加や、生活保

護費の増加等により、前年度と比べて1兆9,468億円増(10.9%増)の19兆7,679億円となった。
(3) 労働費は、「緊急雇用創出基金」や「ふるさと雇用再生特別基金」への積立金の増加等により、前年度と比べて2,557億円増(38.6%増)の9,188億円となった。
(4) 土木費は、普通建設事業費の増加により、前年度と比べて4,208億円増(3.3%増)の13兆2,920億円となった。
(5) 商工費は、中小企業への貸付金の増加や地域振興事業の増加等により、前年度と比べて1兆2,473億円増(23.4%増)の6兆5,750億円となった。
(6) 災害復旧費は、前年度と比べて523億円減(27.9%減)の1,352億円となった。
(7) 公債費は、地方債元利償還金等の減少により、前年度と比べて2,746億円減(2.1%減)の12兆8,846億円となった。

6. 財政構造の弾力性

(1) 経常収支比率

前年度より1.0ポイント上昇し、93.8%となった。

(2) 実質公債費比率

前年度より0.2ポイント低下し、12.1%となった。

7. 地方債及び債務負担行為による
実質的な将来の財政負担

(1) 地方債現在高は、前年度と比べて1兆8,796億円増(1.4%増)の139兆2,781億円となった。
債務負担行為額は2,824億円減(2.3%減)の12兆1,753億円となった。

積立金現在高は、国の経済対策により、1兆9,484億円増(12.8%増)の17兆2,221億円となった。

(2) 積立金について、財政調整基金が609億円増加(1.4%増)、減債基金は601億円減少(3.4%減)、その他特定目的基金は1兆9,477億円増加(21.5%増)したことから、総額は1兆9,484億円増(12.8%増)の17兆2,221億円となった。
(3) 地方債現在高に債務負担行為額を加え、積立金現在高を差し引いた額は、3,512億円減(0.3%減)の134兆2,313億円となった。

8. 地方公営企業の状況

(1) 総事業数は、平成21年度末現在8,903事業で、前年度に比べ2.1%減少している。

(2) 決算規模は、建設投資や公的資金補償金免除繰上償還の減少等により、前年度に比べ、9.1%減少している。

(3) 全体の経営状況は、9年連続で黒字となっており、法適用企業全体の経常収支比率は7年連続で100%を上回ったが、未だ1割以上の事業で赤字が生じている。

随 想

随 想

「本質の思慮」

秋田県美郷町長 松田 知己



春爛漫、桜が身近な時期となった。

既に満開を過ぎた地もあれば、未だ蕾の地もあるだろうが、全国津々浦々で酒肴とともに、あるいは心静かに、色と香りを楽しむ様が目に浮かぶ。私も美郷町にも先人が育んできた桜の名所があるが、きつと今年もいろんなスタイルで春を愛でる催しがあるに違いない。そんなことを思いながら桜の風景を思い起こすと、決まって頭に浮かんでくるのが本居宣長の歌である。「しき嶋のやまとこころを 人とはば 朝日にほふ 山さくら花」。「朝日にほふ」という部分がこの歌の核心と思うのだが、この歌の心象風景、そして言葉が持つ余韻にはいつも心がほのぼのとさせられる。改めて「言葉の力」を感じるとともに、「言葉の本質」ということを考えさせられる。

一方、中年の域に達しているためかどうかわからないが、私には言葉について危惧を覚えることもある。

「やばっ」に代表される最近の若者言葉である。正直なところ戸惑われる。文脈から意味あるいは伝えたいニュアンスは伝わってくるので、意思伝達の役割は果たしているのだが、どうもすっきりとした気分にならない。改めてそのもやもや感を分析してみると、そこにはこれまでの経験から言葉自体や言葉遣いに深みを欲している自分がある。言葉は発する側の意思を伝え、それを理解させる意味において人と人の心を結ぶ。そしてその人の心は多面多層、だから重厚である。従って言葉には重厚さを認識した深み、言い換えて「余韻」が欲しいと思っている。若者言葉に触れるにつけ、社会全体で

今こそ言葉の本質を考える時期ではないかと思っているところである。しかし、実際そうした本質というものを真剣に考えてみると、これが実に難しいことも分かってくる。思慮の深さに比例して解決の難しい課題が鮮明化してくるからである。

さて、こうした本質について改めて仕事のフィールドで考えてみる。

私は大学を卒業してから現在まで、一般職あるいは特別職として行政に携わってきた。二十五年程度ではまだまだ短いという見方もあるだろうが、経験を下地に現在の姿を見つめ直してみると、やはり改めて本質を問い直さなければいけない状況が浮かんでくる。そう思う一つの具体例が、有権者受けを強く意識したと思しき施策の増加である。自省も含めて申し上げるが、行政全体の課題を俯瞰して優先順位をつけ、財源を検証しながら効果を見通す作業をやや置き去りにした施策が増えてきているように思えてならない。とりわけ国の施策にその傾向が伺えるのは政権交代の所産だけが理由だろうか。さらにこの傾向が作られてきたものなのか、作ってきたものなのかの分析も非常に大切である。さてど

ちらだろうか。

思慮の行き着くところは、有権者意識とガバナンス意識、そしてナショナルミナムとリージョナルミナムの明確化、さらには行政の理想の共有化というところだが、現実を踏まえると考えなくても分かるくらい難しい課題である。しかし、難しいからと言って放置もできない。ダーウィンの進化論ではないが、与えられた環境に適応する方向で進化することが仮に社会事象にも適用されるならば、この傾向で現在の環境が継続していった場合、必然的に有権者や行政に一定の方向が予見されるからである。だからこそ私は、自らの努力を一義と認識しながらも町村会活動に期待をしている。住民との距離が近いからこそ、実感の伴った本質論を深められると思うからである。また、何らかの実践活動を点ではなく、面として展開できる可能性があるからである。

私は今年も美しい郷の桜花のもとに足を運ぶが、物言わぬ桜の木々はこんな思索も静かに受け止め、明日に繋がる力を私に与えてくれるだろうと思っている。

(※復興、みんながんばろう！)



車両共済(保険)のご案内

(自動車総合保険の車両保険)



この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 無事故による割引で新規から **33% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
- ・自動車保険集団扱年一括払による割引5%適用。

車名	フィット
型式	GE6
初度登録	平成23年2月
年齢条件	26歳以上補償
運転者限定	本人・配偶者限定
記名被保険者	30才
新車割引	有
共済(保険)金額	150万円
払込方法	集団扱年一括払



加入タイプ	自己負担額(免責金額)なし	自己負担額(免責金額)5万円
一般条件(割引適用済)	56,400円	42,710円
(通常・新規で加入する場合)	79,970円	60,570円
車対車+A(割引適用済)	25,040円	18,960円
(通常・新規で加入する場合)	35,500円	26,880円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものです。保険料は平成23年4月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

〔車両保険引受保険会社〕(株)損害保険ジャパン

[SJ10-13443(2011.3.18作成)]